

# 新しい介護保険 介護保険制度が改正されます

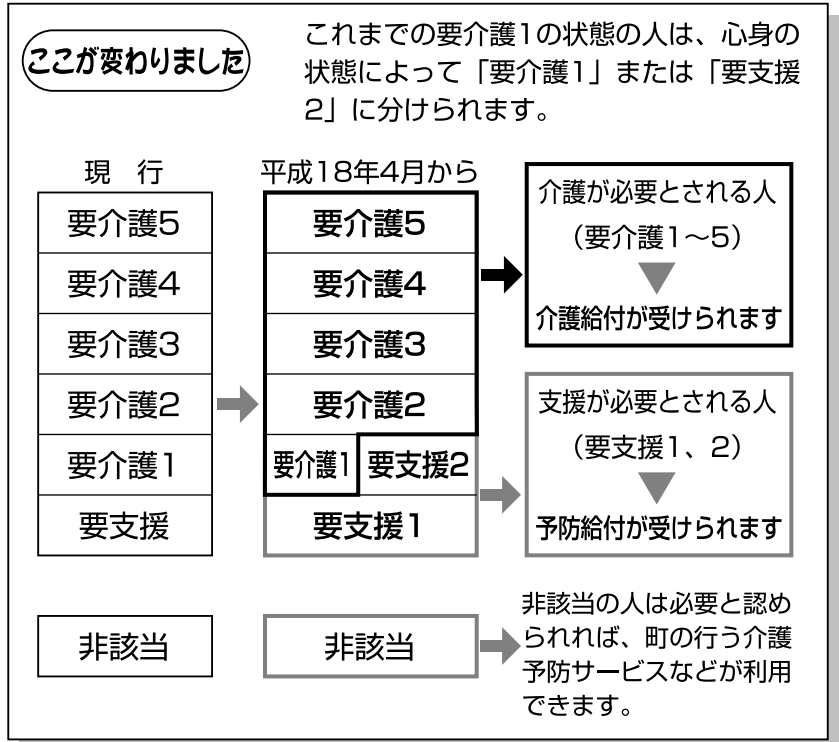
## 新しい介護保険 (シリーズ1)

元気な人がなるべく要介護にならないように、また要介護になっても地域で自立した生活が送れるように、平成18年度から「新しい介護保険制度」と「地域支援事業」の2本柱で、高齢者を連続的に支えていくことになりました。

新しい介護保険では、要介護認定も改正されます。要介護状態区分が要支援1・2、要介護1～5の計7段階になります。

また、これまでの要介護1に該当する方は、心身の状態によって、新予防給付対象者（要支

これまでの要介護1の状態の人は、心身の状態によって「要介護1」または「要支援2」に分けられます。



○介護サービス・介護予防サービス利用の流れ

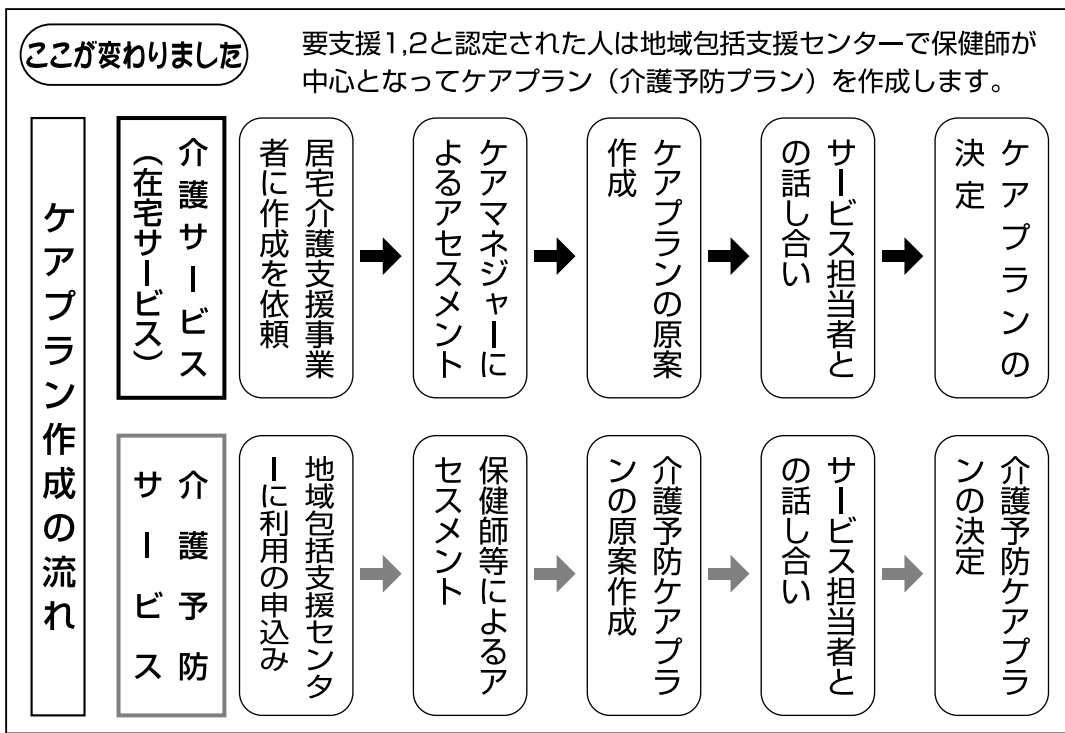
1 要介護1～5の方  
従来どおりの介護サービスを利用できます。

2 要支援1、2の方  
新しく設けられた介護予防サービス（新予防給付）を利用できます。

① 要支援者（要支援1、2）と認定された結果通知が届いたら「地域包括支援センター」に連絡します。

② 「地域包括支援センター」では保健師や主任ケアマネジャーが、サービスの内容を説明したり、相談ののつたりします。

③ 介護予防プランを作成します。利用者はサービス提供事業者と契約を結び、介護予防プラン



○地域包括支援センターとは

介護予防プラン作成のほか、保健師、主任ケアマネジャー等に  
にそってサービスを利用し、費用の一部を支払います。

が中心となって介護予防に関するマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援が行われます。

なお、町でも地域包括支援センターを平成18年4月1日に設置します。